

陳 述 書

平成28年 6 月 2 日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

氏名 島崎 邦彦

記

御庁係属中の事件（平成26年（ネ）第126号大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件）において、一審被告関西電力株式会社は、私が行った日本地球惑星科学連合学会2015年大会における発表内容につき、同社の断層モデルを用いた手法による地震動の評価とは無関係だという主張をしているようです（準備書面（28）22頁以下）が、その主張には理由がありません。

すなわち、私の前記発表では、地震モーメントを活断層の情報から推定する場合、入倉・三宅（2001）の式を用いると過小評価となる可能性があることを指摘しておりましたが、関西電力株式会社がF O - A ~ F O - B ~ 熊川断層につき断層の上端深さ及び下端深さを3km 及び18km とし、断層傾斜角を鉛直ないし75° としている以上、私の指摘の射程は及ぶことになります。関西電力株式会社が言う「詳細な調査等」を実施していたとしても、入倉・三宅（2001）の式を用いることによる過小評価の可能性は変わりません。

以上